

免疫血清部門

尿一般部門

病理部門

細胞診部門

血液一般部門

生化学部門

先天性代謝異常部門

細菌部門



検体採取等に関する 厚生労働省指定講習会に参加して

検査科細菌係 大本 絃美

はじめに

臨床検査技師等に関する法律の一部が改正され、平成27年4月より検体採取と嗅覚検査、味覚検査の業務が臨床検査技師の業務として新たに認められました。

法改正に伴い、平成27年4月1日の時点ですでに臨床検査技師免許を取得している人については検体採取の業務につく場合、厚生労働省指定講習会を受講することが義務付けられています。この講習会は、2日間、800分のカリキュラムを受講することで検体採取の資格を持つことができます。

平成28年9月30日現在で、全国で28,889名の方が受講し、資格を得られています。

この度、私も平成28年6月4日、5日の日程でこの講習会を受講してきました。法律の話や、実際に検体採取を行う場合の手技、その際の感染対策など、とても興味深い内容でした。

今回は法改正に至る経緯、資格を持つことで臨床検査技師が医療現場でどう携わることができるのかなどについてお話いたします。

1. 法改正に至る経緯

医療の高度化、複雑化に伴い、これまで以上にチーム医療の必要性が高まる中、医療職種の職務の見直しが行われてきました。その中で、平成25年に日本臨床衛生検査技師会から以下の2つの要望が提出され、検討が進められてきました。

- ・ 鼻腔、咽頭からの粘膜採取等、侵襲性が少ない検体採取を臨床検査技師の業務に加える事
- ・ 臨床検査技師の業務である生理学的検査に嗅覚検査及び味覚検査を加える事

そしてこの度、検体採取と検査を一貫して行うことにより、高い精度と迅速な処理が期待できるものについては臨床検査技師が一体として行うことが望ましいとして、以下の業務が追加になりました。

■業務範囲拡大の内容

- ①鼻腔拭い液、鼻腔吸引液、咽頭拭い液その他これらに類するものを採取する行為
 - ②表皮並びに体表及び口腔の粘膜を採取する行為（生検の為に採取する行為を除く）
 - ③皮膚並びに体表及び口腔の病変部位の膿を採取する行為
 - ④鱗屑、痂皮その他の体表の付着物を採取する行為
 - ⑤綿棒を用いて肛門からの糞便を採取する行為
 - ⑥基準嗅覚検査及び静脈性嗅覚検査（静脈に注射する行為を除く）
 - ⑦電気味覚検査及びろ紙ディスク法による味覚定量検査
- ※⑥⑦は省令で定められた生理学的検査への追加

これに伴って、臨床検査技師の学校・養成所として指定を受けるための教育内容が追加され、新カリキュラムを習得していない臨床検査技師については、検体採取や嗅覚・味覚検査を行うときは一般社団法人日本臨床衛生検査技師会が実施する研修を受けることが法律上の義務になっています。

2. 資格を持つことで医療現場で何が変わるか

検査は検体採取の時点で始まっているので、臨床検査技師が最初から関わっていくことは検体の質の向上に非常に大きい意味があります。検体の質が向上することで的確な診断につながり、検査を通じて質のいい医療を提供することができます。

また、医師不足、看護師不足といわれる中で、業務を分担することはチーム医療の推進につながります。

3. 今後の臨床検査技師の役割

臨床検査技師は今回の法改正で、検査前説明、採血・検体採取、検査の実施、報告書の作成、検査結果の説明の一連の過程において責任を持って業務にあたるようになりました。

検査に最適な検体を採取し、より良い結果を迅速に臨床サイドに報告することはもちろん、検査の結果や内容について説明することのできる臨床検査技師が求められます。

4. 広島県の講習会受講状況

講習会は地方厚生局所在地である9か所で実施され、中四国地方では広島市が開催場所に指定されています。広島市では、これまでに9回の講習会が実施され、平成28年9月30日現在で3,822名の方が講習会を修了しており、日本臨床衛生検査技師会会員の修了者の比率は52.5%と、全国平均の45.1%を上回っております。

また、広島市医師会臨床検査センターでも講習会の受講を進めており、臨床検査技師62名のうち53名が講習会を修了しています。

おわりに

臨床検査技師にとって今回の法改正は、昭和45年に採血行為と生理学的検査が追加されてから44年ぶりの業務拡大になりました。

検査は検体を採取する時点から始っていますので、検査が専門である臨床検査技師が検体採取から行うことができるようになったのは、正しい診断、治療を行う上で非常に大きな意味を持つと思います。

一方で課題もあり、今まで採血行為や生理学的検査以外であまり患者さんと接することがなかった臨床検査技師が、今後は患者さんと接し、検体を採取させていただくことになるので、これまで以上に患者さんの心理を理解すること、患者さんへの配慮が求められます。また、臨床検査技師の中で微生物検査の専門でない方も、検体の取り扱いや、感染症について理解しなくてはなりませんので、臨床検査技師としてよりいっそうの向上が求められます。

検査センターでは検体を採取する機会は少ないですが、検体の採取方法についてのお問い合わせにお答えすることができます。

これからもチーム医療の一員として、より良い治療へと結びつけられるよう努めてまいります。

講習会終了後、修了証書と修了バッジをいただきました。



修了証書は、国家資格の一部付与証明書となりますので、臨床検査技師免許証と一緒に大切に保管します。

修了者バッジは検体採取や味覚検査・嗅覚検査をする場合着用が必要です。

参考資料：

1. 検体採取等に関する厚生労働省指定講習会テキスト，日本臨床衛生検査技師会，2016.